

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開します。

1.労働派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	本社
拠点の所在地	北名古屋市鹿田清水 74 番地 1

※令和 4 年 4 月 1 日現在

派遣 労働者数	派遣先 事業所数	①労働者派遣の料金 (1 日 8 時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1 日 8 時間当たりの平均)	マージン率 (①－②)÷①
5	3	28,000 円	18,000 円	36%

・ マージンに含まれる費用

社会保険料		健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料 雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用		年次有給休暇にかかる賃金
交通費		実費全額支給
会社運営費	健康診断費用	一般検診及び生活習慣病予防検診の受信費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる費用
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用 (登録受付・教育訓練・事務管理費等)
	営業費用	営業スタッフの人件費・事務所費・通信費等)
営業利益		労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給 休暇費用、会社運営費を差し引いた利益

2.教育訓練、資格習得制度の関する事項

- ・ 電気、電子工学教育 ・ 情報セキュリティ教育 ・ ビジネスマナー教育
- ・ 資格習得制度（受講費、日当、交通費、昼食代支給）

実績

電験三種、消防設備士、電気工事士、職長・安全衛生責任者、低圧電気取扱
危険物取扱者、床上操作式クレーン、玉掛、高所作業車、フォークリフト他
キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 小野 元久

0568-70-8838 mail ono@lseng.co.jp

3.福利厚生

慰安旅行、退職金制度

4.派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結していない

☒ 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和 5 年 3 月 3 1 日)

・ 協定労働者の範囲 (全従業員)